

境界明示願について(地方公共団体等)

境界明示願は、①自己所有地と国有林野との境界を確認する場合、②申請者が測量を実施し成果を添えて境界証明を申請する場合、③地方公共団体等が、国有林と隣接する民有地の買収のため境界確認する場合等の理由により境界を明らかにする必要がある場合に申請してください。

(注：境界明示願では、境界確認における押印等は一切出来ませんのでご注意ください。確認の押印等が必要な場合は境界証明願を申請してください)

P2 「境界明示願」手順のフローチャートを参考にしてください。

- 1 境界明示は「境界明示願」様式により申請して下さい。
- 2 申請人は住所・氏名・電話番号を記入し押印して下さい。
- 3 境界明示を必要とする理由を記入して下さい。
(自己所有地と国有林野との境界を確認する等)
- 4 境界明示を必要とする区間を記入して下さい。(市町村字地番及び国有林名(林班等))
申請箇所の住所(市町村名、字、番地)を記入して下さい。
申請箇所の国有林名(林小班)・境界点区間(自〇〇号～至〇〇号)
※国有林名・境界点区間は管轄する森林管理署又は森林事務所にお尋ね下さい。
- 5 位置図及び目的が分かる計画書を提出して下さい。
- 6 明示期限を記入して下さい。

【その他の注意事項】

○境界明示は境界検測を実施しなければ現地明示することができません。

境界検測は、国有林野の成果に基づいて現地を測量し境界の確認及び復元等をする行為で、測量技術者の確保や予算措置等の事情で明示するまでに期間を要します。

お急ぎであれば、図簿謄本等の交付申請を経て、境界証明願での申請をお願いいたします。

「境界明示願」手順のフローチャート

